

5・4 港運関係

5・4・1 FMC Joint Report

FMC は日本の港湾の港湾労使慣行による事前協議制度や港湾の慣習、慣例が米国船社に著しい不利益を与えているとして邦船 3 社に対し 1997 年 9 月に制裁を発令した。FMC は日米政府間交渉によりその制裁措置は中断したが、邦船 3 社と米船 2 社、その他外船 9 社に対し 2001 年以降、半年に 1 回の報告書提出を課しており当協会として 2010 年度も 4 月ならびに 10 月に報告書を提出した。

2011 年 1 月 26 日、FMC は正式に報告書提出を廃止することを発表し、これにより FMC Joint Report の業務は終了した。